

③ バレーボール競技細則※

以下の細則を基に作成された都道府県中体連バレーボール専門部からの要項に従うこと。

1) 地域スポーツ団体等(クラブチーム)

ア～クの全ての条件を満たすこと

ア JVA-MRS のチーム登録が完了していること。

イ 所在地が明確であること。

ウ 募集要項やホームページ等で公募していること。

エ 年間を通じて、日常持続的(週単位)に練習している場所と所在地が一致していること。

資格を有する者が指導に当たっていること。

※ 但し、～2025年令和7年3月31日までの期間は資格取得期間とする。

オ JSPO 公認の指導者成人の指導者が常時指導に当たっていること。

カ チームや団体として規約があること。

キ JVA-MRS の個人登録が完了していること。

ク 各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。

※ 中学校の部活動チームが大会に参加する場合、その中学校の生徒のみで編成された地域スポーツ団体の参加は認めない。

2) 地域スポーツ団体(クラブチーム)の大会参加にむけての中学校体育連盟登録について

ア 登録…各自治体によって中学校体育連盟の登録窓口が異なるので確認のこと。

○ 各都道府県中学校体育連盟 または、

○ 各都道府県中学校体連バレーボール専門部 (地区によっては専門部ではなく競技部という名称)

イ 認定方法…下記の2点を基本とし審査する。

○ JVA-MRS でのチーム登録

○ 各都道府県からの様式による「登録申込書」の提出

ウ 申込期間…各都道府県中学校体育連盟もしくは中学校体育連盟バレーボール専門部が設定した期間とする。

※ 更新期間は各都道府県の実情により異なり毎年更新するので確認すること。

3) 大会出場について

ア 全ての選手・スタッフは、各都道府県大会予選より全国大会まで、一人同一のチームの登録とし、複数のチームから出場することはできない。

※ これに違反した場合は、「当該選手・スタッフは次年度の大会参加は不可」・「本大会の結果を全て無効する」等の罰則が発生する。

イ 各チームから大会に参加できるチームは1チームとする。○○A・○○Bは認めない。

4) 大会運営について

参加する地域スポーツ団体から、必ず大会の運営役員を選出すること。今後、各都道府県中学校体育連盟バレーボール専門部内での役職(総務・競技・審判・強化・普及委員会等)に地域スポーツ団体の指導者にも就いていただき、専門部の運営をしていくことになる。

5) 選手の移籍について

ア 公私立中学校については、転校により移籍とする。

イ 地域スポーツ団体については、各都道府県が設定した期間の登録申請後の移籍は認めない。但し、一家移転など、やむを得ない場合は、地域スポーツ団体については認定者の認定があればこの限りではない。